

日本NPO学会会員細則（案）

（総則）

第1条

日本NPO学会（以下本会という）の会員に関する細則については、本会会則の定めるほか、この細則の定めるところによる。

（種別及び資格）

第2条

会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人）
- (2) 賛助会員（個人又は団体）

（権利）

第3条

正会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会における審議事項に対し、一人につき1票の議決権を有する。
- (2) 理事候補者の選挙において、理事候補者の選挙（推薦及び投票）を行い、推薦に基づき被選挙候補者となり、投票の結果に基づき理事になることができる。
- (3) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』（The Nonprofit Review）に、投稿規定に従って、論文（研究論文又は研究ノート）を投稿することができる。
- (4) 本会が主催する年次大会に研究等を発表することができる。
- (5) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、会員料金により参加することができる。
- (6) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』（The Nonprofit Review）及び「日本NPO学会ニューズレター」を、毎号1冊、無料で配付を受ける。
- (7) 本会の会員が交流するメーリングリスト（npo-net）において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。

2 賛助会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、無料で5人まで参加することができる。5人を超えたときは会員料金により参加することができる。

- (2) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review) 及び『日本NPO学会ニューズレター』を、毎号5冊、無料で配付を受ける。
- (3) 本会の会員が交流するメーリングリスト (npo-net) において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。
- (4) 賛助会員は、総会における議決権及び理事候補者選挙における選挙権、被選挙権を有しない。

(会費)

第4条

会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 10,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 一口100,000円
- 2 前項第1号において正会員が学生である場合は、学生の身分を証明する書類を事務局に送付しその承認を受けることにより、年会費を5,000円とする。

(義務)

第5条

会員は、入会届の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会事務局に届けなければならない。

(細則の変更又は廃止)

第6条

本細則の変更又は廃止は、理事会の議決を経て、総会の議決を要するものとする。

付則

- 1 本細則は平成29年3月26日より施行する。